様式第４号（第３条関係）

（表　面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

令和　年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名　　㊞
住　所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①裁定	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	平成・令和　年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
②払渡しを受ける方法及び	ア口座振込	銀行　本店 金庫　支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ送金支払	銀行　本店 金庫　支店
	ウ送金支払	郵便局

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第３号（第３条関係）

第　　号
令和　年　月　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　㊞

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

令和　年　月　日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第８条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第４号（第３条関係）

（表　面）

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書

平成　年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名　　㊞
住　所

下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①裁定	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	平成　年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
②払渡しを受ける方法及び	ア口座振込	銀行　本店 金庫　支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ送金支払	銀行　本店 金庫　支店
	ウ送金支払	郵便局

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第３号（第３条関係）

第　　号
平成　年　月　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　㊞

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成　年　月　日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありましたが、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第８条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格Ａ列４番）